

第33回全国健康福祉祭りふ大会  
(ねんりんピック岐阜2020)  
イベント実施計画策定業務委託

プロポーザル募集要項

2019年4月

ねんりんピック岐阜2020実行委員会

## 目 次

1	総則	1
2	業務の概要	1
3	プロポーザルに参加する者に必要な資格	1
4	プロポーザルのスケジュール	3
5	募集要項及び仕様書の配布	3
6	プロポーザル説明会	3
7	プロポーザル参加申込書類の提出	4
8	プロポーザル参加資格の確認	4
9	プロポーザルの実施等	4
10	評価の方法等	5
11	選定結果の通知及び公表	6
12	企画提案書等の取り扱い	6
13	募集要項に関する質疑及び回答	6
14	経費	6
15	その他	6
16	契約の締結	7
17	業務の適正な実施に関する事項	7
18	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
19	岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置	8
20	問い合わせ先及び各種書類提出先	8

# 第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020） イベント実施計画策定業務委託 プロポーザル募集要項

## 1 総 則

第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020）イベント実施計画策定業務委託（以下「本業務」という。）に係るプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施について、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号以下「会計規則」という。）、その他関係法令に定めるもののほか、この募集要項によるものとする。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020）イベント実施計画策定業務

### (2) 業務内容

別紙「第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020）イベント実施計画策定業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から2020年3月31日（火）まで

### (4) 契約上限額

2,080,958円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 プロポーザルに参加するものに必要な資格

プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体として次の要件を満たし、後述8によるプロポーザル参加資格の確認で資格を認められた者に限る。なお、共同企業体は自主結成とする。

### (1) 単独企業

#### ① 地域要件

本店、支店又は営業所を県内に有していること。

#### ② その他の参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

イ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。または同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）

について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。  
カ 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。  
キ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。  
ク この入札に関して、(2)に定める共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと。

③ 業務実績

平成21年4月1日以降に日本国内で開催された、スポーツ又はレクリエーションの全国規模の大会（全国健康福祉祭、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国レクリエーション大会等）で、実施計画策定、大会運営及び仮設物設置の受託実績を有すること。

④ 担当者に対する要件

本業務に次の要件を満たす総括責任者及び主任担当者を配置できること。

ア 総括責任者

イベントの企画運営に係る実務経験が5年以上を有する者かつスポーツ又はレクリエーションの全国規模の大会（全国健康福祉祭、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国レクリエーション大会等）で、実施計画策定、大会運営及び仮設物設置の業務を担当した経験がある者

イ 主任担当者

イベントの企画運営に係る実務経験が3年以上を有する者かつスポーツ又はレクリエーションの全国規模の大会（全国健康福祉祭、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国レクリエーション大会等）で、実施計画策定、大会運営及び仮設物設置の業務を担当した経験がある者

(2) 共同企業体

① 代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。

② 地域要件

すべての構成員が、本店、支店又は営業所を県内に有していること。

③ すべての構成員は次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

イ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。または同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

エ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。

キ 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。

ク この入札に関して、他の共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと、かつ単独企業としての参加がないもの。

④ 構成員のいずれかが次の要件を満たしていること。

ア 構成員が、平成21年4月1日以降に日本国内で開催された、スポーツ又はレクリエーションの全国規模の大会（全国健康福祉祭、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国レクリエーション大会等）で、実施計画策定、大会運営及び仮設物設置の受託実績を有すること。

イ 本業務に次の要件を満たす総括責任者及び主任担当者を配置できること。

1) 総括責任者

イベントの企画運営に係る実務経験が5年以上を有する者かつスポーツ又はレクリエーションの全国規模の大会（全国健康福祉祭、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国レクリエーション大会等）で実施計画策定、大会運営及び仮設物設置の業務を担当した経験がある者

2) 主任担当者

イベントの企画運営に係る実務経験が3年以上を有する者かつスポーツ又はレクリエーションの全国規模の大会（全国健康福祉祭、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国レクリエーション大会等）で実施計画策定、大会運営及び仮設物設置の業務を担当した経験がある者

#### 4 プロポーザルのスケジュール

項目	日程
① 実施要領等の交付・配布	2019年4月23日(火)～2019年5月14日(火)
② プロポーザル説明会	2019年5月9日(木)
③ 実施要領等に係る質問受付	2019年4月23日(火)～2019年5月14日(火)
④ プロポーザル参加申込受付	2019年4月23日(火)～2019年5月14日(火)
⑤ 企画提案書受付期間	2019年4月23日(火)～2019年5月24日(金)
⑥ プロポーザル評価会議	2019年6月上旬(予定)
⑦ 選定結果の通知・公表	2019年6月上旬(予定)

#### 5 募集要項及び仕様書の配布

(1) 配布期間

公告の日から2019年5月14日(火)まで(土・日・祝日を除く)の9時から17時までとする。

(2) 配布場所

岐阜県ねんりんピック推進事務局内(県庁6階)ねんりんピック岐阜2020実行委員事務局にて配布する。また、ねんりんピック岐阜2020実行委員会(以下「実行委員会」という。)のホームページにおいてもダウンロードできる。

【URL】<http://nenrin-gifu2020.jp/>

#### 6 プロポーザル説明会

(1) 日時

2019年5月9日(木) 15時00分から

(2) 場所

岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁12階南-1会議室

### (3) 申込方法

プロポーザル説明会に参加を希望する者は、2019年5月7日(火)17時までに、説明会参加申込書(様式1)をFAX等により提出すること。ただし、説明会の出席者は、1者につき2名以内とする。

なお、プロポーザル説明会の参加の有無が参加表明書類の提出を妨げるものでも、プロポーザルに関わるものでもない。

## 7 プロポーザル参加申込書類の提出

### (1) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を実行委員会に提出し、受理されなければならない。期限までに提出がない場合又は書類に不備がある場合は受理しない。

ア ねんりんピック岐阜2020イベント実施計画策定業務プロポーザル参加申込書(様式2)

イ 参加申込書附属書類(様式3)

ウ 業務実績確認書(様式4)

エ 共同企業体構成員届出書(様式7)【共同企業体の場合】

オ 共同企業体協定書(様式8)【共同企業体の場合】

カ 共同企業体委任状(様式9)【共同企業体の場合】

### (2) 提出方法

持参又は配達が確実な方法(書留等)

### (3) 提出期限

2019年5月14日(火)17時必着

### (4) 参加申込書の提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県ねんりんピック推進事務局内(県庁6階)

ねんりんピック岐阜2020実行委員会事務局

TEL:058-272-8869(直通)

FAX:058-278-2633

## 8 プロポーザル参加資格の確認

参加申込書類により、参加資格の確認を行い、プロポーザルの参加者を決定する。なお、参加資格確認の結果は、2019年5月21日(火)までに文書により通知する。

## 9 プロポーザルの実施等

プロポーザルは、企画提案書をもって実施する。

### (1) 企画提案書の提出について

ア 規格 A4版横、片面カラー仕上げ。枚数は50頁以内(表紙・目次はページに数に含めない)とする。図面はA3でも可とする。

イ 仕様 別紙「第33回全国健康福祉祭ぎふ大会(ねんりんピック岐阜2020)イベント実施計画策定業務委託 企画提案書作成要領」のとおり

ウ 提出部数 正本1部 副本14部  
データ1部(カラーのPDFデータをCDにしてまとめて提出)

エ 提出方法 持参または配達が確実な方法(書留等)

オ 提出期限 2019年5月24日(金)17時必着

- カ 提出先 7の(4)と同じ
- キ 企画提案書は、1者1案とする。(共同企業体は1者とみなす)
- ク 受理(提出)された企画提案書は、一切その修正は認めない。
- ケ 次に挙げる事項に該当するものは失格とし、評価の対象としない。
- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ④ 募集要項に違反すると認められる場合
  - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - ⑥ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - ⑦ 他の提案者と応募提案の内容またはその意志について相談を行った場合
  - ⑧ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
  - ⑨ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
  - ⑩ 提出書類に不足があるもの
- コ 著作権・特許権等について  
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (2) 見積書の提出について  
本業務の予算額の範囲で、見積書(様式6)を正本1部 副本14部提出すること。ただし、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (3) 評価会議(プレゼンテーション)について  
提出された企画提案書に基づき、評価会議(プレゼンテーション)を実施する。
- ア 期 日 2019年6月上旬(予定)(日時は別途参加者に通知)
- イ 場 所 県庁周辺(未定)
- ウ 説明時間 1提案者あたり40分(説明25分、質疑15分)以内
- エ 説 明 者 1提案者あたり4名以内
- オ 企画提案者が多数の場合、事前に企画提案書等の書類評価を行い、プレゼンテーション実施対象者を限定する場合があるので留意すること。

## 10 評価の方法等

実施要項に基づき提出された内容について、「第33回全国健康福祉祭ぎふ大会(ねんりんピック岐阜2020)イベント実施計画策定業務委託プロポーザル評価会議(以下「評価会議」という。)」にて、下記の手順により選定する。

- (1) 評価会議の委員(以下「委員」という。)は、別紙に定める「評価基準」に基づき、採点を行う。
- (2) 委員毎に採点の高い順から下記のとおり順位点を付すものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	・・・
順位点	1	2	3	4	5	・・・
- (3) 各委員の順位点を合計し、順位点合計の最も低い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)に関わらず、委員の採点の合計が満点の60%に満たない提案者は選定から除外する。

- (5) (3)に関わらず、委員の過半数が、評価基準の同一項目及び評価内容について、配点基準の最低点を付した提案者は選定から除外する。
- (6) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。
- (7) 提案者が1者のみの場合には、委員の採点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60%未満の場合には再度公募を実施するものとする。
- (8) 評価項目及び評価内容  
別表のとおり

## 11 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の内容等について、実行委員会ホームページで公表する。なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

- 公表内容：
- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称・評価点・選定理由
  - ② 全提案者の名称（申込順）
  - ③ 全提案者の評価点及び順位点（得点順）  
※②との関係は明らかにしない。また、提案者が2者の場合は③は公表しない
  - ④ 評価会議構成員の氏名
  - ⑤ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

## 12 企画提案書の取り扱い

- (1) 提案書は、評価・選定等必要な範囲において、複製することがある。
- (2) 最優秀提案書の著作権は、実行委員会に帰属する。
- (3) 実行委員会は、最優秀提案書を本業務の原案とするが、最優秀提案書提出者と協議の上その一部を変更することがある。

## 13 募集要項に関する質疑及び回答

- (1) 提出方法  
質疑については、質問書（様式5）に、質疑内容、会社名、連絡先、担当者の記入の上、FAXにより送付すること。なお、送信後は、必ず着信確認の電話を行うこと。
- (2) 提出先 7の(4)と同じ
- (3) 質疑受付期間  
2019年4月23日（火）から2019年5月14日（火）16時まで
- (4) 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、実行委員会のホームページ上にて公開します。  
【URL】<http://nenrin-gifu2020.jp/>

## 14 経費

プロポーザルの参加に要するすべての経費は参加者の負担とする。

## 15 その他

- (1) プロポーザルにおいて知り得た秘密は、他には漏らしてはならない。
- (2) プロポーザルに参加しようとする者が1者であっても、プロポーザルは実施する。

- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとする。
- (5) 参加者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (7) 提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を実行委員会に持参又は郵送により申し出ること。

## 16 契約の締結

決定した最優秀提案者と発注者とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、最優秀提案者と発注者との協議により最終的に決定する。

なお、決定した最優秀提案者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点の合計が次に低い提案者と協議を行う。

## 17 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守  
受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止  
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううで必要と思われる業務については、実行委員会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護  
受託者が本業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務  
受託者は、本業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様である。
- (5) 事業計画書等の提出  
受託者は、事業計画書及び業務スケジュールを作成し、実行委員会の承認を得なくてはならない。

## 18 業務の継続が困難となった場合の措置について

実行委員会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合  
受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会は契約の取消しができる。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。
- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合  
災害その他の不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰すことができない事由

により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならない。

#### 19 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等あらゆる事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することができる。また、受託者は、暴力団により不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、実行委員会に内容変更を請求することができる。

#### 20 問い合わせ先及び各種書類提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜県ねんりんピック推進事務局内（県庁6階）  
ねんりんピック岐阜2020実行委員会事務局  
TEL：058-272-8869（直通）  
FAX：058-278-2633  
E-mail：c11175@pref.gifu.lg.jp